

防府市図書館サービス振興基本計画

平成28年(2016年)3月

防府市教育委員会

はじめに

防府市では、平成20年7月1日から市立防府図書館の窓口業務を民間業者に委託し、その後も管理運営について調査研究を進めてきました。その結果、図書館の専門性、継続性及び蓄積性を保持するための人材育成体制を確保しサービスの更なる向上を図っていくためには、公益性を掲げ営利を目的としない公益法人を指定管理者とすることが適当であると判断し、平成28年4月1日から、公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者とする新たな管理運営体制を発足させます。

市は図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、適正なサービス体制を維持していくため、教育委員会の中に、図書館に係る諸計画や学校図書館との連携、図書館協議会の運営等、諸々の図書館行政を統轄的に所掌する図書館管理室を設け、司書資格を有する専門職員を配置することとしました。

この「防府市図書館サービス振興基本計画」は、平成18年9月に不易の図書館サービスの理念として制定した「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」（以下「目指す図書館像」という。）を踏襲、発展させることを旨とし、新たな体制が始まろうとする中で、図書館サービスの原点に立ち返り策定したもので、常に図書館サービスの基本と位置付けてきた「目指す図書館像」の理念を、具現化する指針を示しています。

最後に、本計画の策定にあたり、防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員の方々をはじめ、多くの市民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

防府市教育委員会

目次

第1章 防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
第2章 施策の方向と具体的な取組	3
1 誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館	3
(1) 市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館	3
(2) 老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる図書館	6
(3) 図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館	10
(4) 調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館	14
2 地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館	16
(1) 様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館	16
(2) 学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館	19
3 生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館	21
(1) 様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館	21
(2) 生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館	21
4 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館	24
(1) 地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館	24
(2) 地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館	25
(3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館	25
5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館	26

(1) 学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館。	26
(2) 他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館。	28
6 子どもたちの読書活動を進めていく図書館。	29
(1) 子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館。	29
(2) 子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。	31
7 障害者や高齢者に優しい図書館。	33
(1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館。	33
(2) 視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館。	34
(3) 障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。	34
第3章 計画の推進体制	36
1 推進体制の整備	36
2 計画の進行管理	36
3 財政上の措置	36
防府市図書館サービス振興基本計画体系図 推進体制図	
資料編	39
★ 防府図書館75年の歩み	40
★ 関係法令（●日本国憲法【抄】●図書館法●著作権法【抄】）	55
★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言 ●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）	62
★ パブリックコメントのまとめ	78
★ 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿	79

第1章 防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

公立図書館は、市民の調査・研究・学習活動のために、資料、情報、設備、機会等を整備し、提供する社会教育施設です。資料や情報の収集・整理（組織化）・保存・提供は、図書館サービスの根幹機能であり、図書館サービスを構成する主要な要素は、図書館資料・図書館施設・図書館職員・図書館利用者です。

これらの機能や要素を踏まえ、現代日本の公立図書館サービスの主要な原則である、無料、非営利、学ぶ権利、知る自由の保障、利用者の秘密の厳守、利用の機会均等、資料・情報提供の要求に可能な限り応えるサービスという基本に立脚し、本市ではこのたび、「防府市図書館サービス振興基本計画」を策定することとなりました。

平成28年4月1日から、公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者として運営開始するのを機に、改めて図書館サービスのあり方について、その原点から考えてみることにしたのが本計画です。管理体制がいかなる形であっても、不易の図書館サービスの理念として平成18年9月に制定した「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」（以下「目指す図書館像」という。）を踏襲、発展させることを旨として、本計画を策定することとしました。

2 計画の理念

日本国憲法は、民主主義国家の必須条件である基本的人権の保障を掲げ、前文及び各条文により、全ての国民に、図書館利用の権利・読書の自由・知的自由・学ぶ権利等を保障しています。基本的人権を保障する日本国憲法の基本精神が、「図書館の自由」を保障しているのです。

「図書館の自由に関する宣言」（注1）は、日本国憲法に則り、その主文の中で、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。」「第1 図書館は資料収集の自由を有する」「第2 図書館は資料提供の自由を有する」「第3 図書館は利用者の秘密を守る」「第4 図書館はすべての検閲に反対する」「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る」と掲げ、各文においてそれぞれの具体的な事項を示しています。

国立国会図書館の設立理念とも言うべき「真理がわれらを自由にする」とい

（注1）**図書館の自由に関する宣言**：図書館が国民の知る自由を守るために、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密の保護、検閲の反対について定めた宣言。1954年の全国図書館大会で採択され、1979年日本図書館協会総会において改訂案が採択された。

う言葉にも相通ずる「図書館の自由に関する宣言」の主文は、市民の知の宝庫たる公共財を目指す公立図書館の拠り所となるものです。

当館では、普通の「真理」と「図書館の自由」の精神を踏まえ、平成18年9月に「目指す図書館像」を制定しました。この中に掲げた図書館サービスに係る七つの主文と18の事柄を計画の基本理念として、本計画を策定することとしました。

3 計画の位置付け

「防府市図書館サービス振興基本計画」は、「目指す図書館像」の理念が、図書館の現場でどのように具現化しているかを検証し、それを踏まえたうえで更なるサービス向上のための施策を示そうとするものです。

「私たちの目指す図書館像 ー防府図書館の任務と目標ー」は、現在地に当館が移転して以来、常にサービスの基本と位置付け、掲げ続けてきた理念であり、今後もその精神が変わることはありません。この基本理念の一つ一つを改めてサービス計画という形で具体化し、サービスの向上を図ることとしました。

本計画は、日本国憲法や図書館法の精神を基本とし、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」などに則り、また《図書館の充実》を謳った「第四次防府市総合計画【防府まちづくりプラン2020】」（平成23年度～32年度）や、「防府市教育振興基本計画」（平成26年度～32年度）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）、児童への諸々のサービスを示した「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～31年度）、「第2次防府市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～31年度）など、市の諸計画を踏まえ、本市の図書館サービスを一層推進、拡充することを目指すものです。

多くの市民が日頃から図書館サービスに親しむことにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる生涯学習環境の整備、充実を施策に掲げます。

市民のための図書館サービスに関する取組を、行政と利用者が協働して実践し、本市の教育・文化の振興に寄与するために、本計画を策定するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

5 計画の対象

すべての図書館利用者